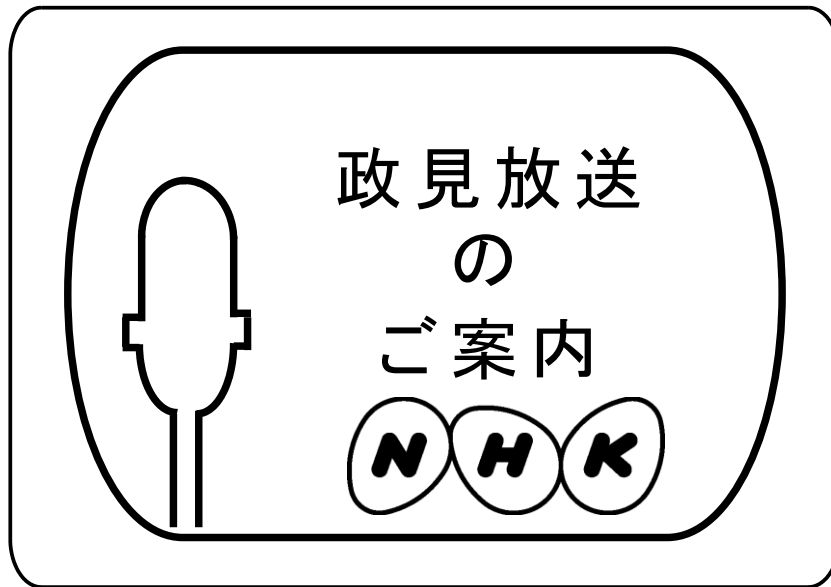


衆議院
小選挙区選出議員選挙



平成 26 年 11 月作成

日本放送協会

この小冊子は、衆議院小選挙区選挙の政見放送・
経歴放送について解説したものです。

政見放送についての手続きや録画に際して気を
つけていただくことなどをまとめてあります。

候補者届出政党で政見放送を担当される方々には、
ぜひ事前にご一読されるようお願い申し上げます。

日 本 放 送 協 会

目 次

1. 政見放送	1
(1) 政見放送の概要	1
政見放送の放送時間と放送回数	
政見放送の日時・放送の順序	
政見放送の放送範囲	
政見放送の種類	
(2) 政党が提出する「政見」（「持ち込み」）の場合	3
留意事項・技術基準・構成・演出	
提出の本数	
提出期間・提出場所	
提出の手続き	
放送の日時・順序等	
(3) NHKで政見の録画（録音）を行う場合	7
受付期間・受付時間	
受付場所	
申し込み手続き	
公示（告示）日の場合、公示（告示）日前の場合	
録画（録音）の回数	
録画（録音）の方式	
音声機能等に障害のある出席者の政見放送	
放送の日時・順序等	
2. 経歴放送	15
3. 資料	
(1) 政見放送（「持ち込み」）に関する留意事項	
(2) 政見放送（テレビ・ラジオ）の政党提出VTRテープの技術基準	
(3) テレビ・ラジオ政見放送提出VTRテープ確認シート	

- (4) 政見放送申込書
- (5) 代理人証明書
- (6) 確約書
- (7) 録画（録音）方式届（別紙1）
- (8) 字幕により届出候補者を紹介する場合の紹介順位及び氏名
(添付書類1-(1))
- (9) // (添付書類1-)
- (10) 複数方式に出席する届出候補者の氏名（添付書類2-(1)）
- (11) // (添付書類2-)
- (12) Aテープ及びBテープを提出又は収録する
候補者届出政党の各テープの放送日時の指定の通知書（別紙2）
- (13) 政見放送録画（録音）日時決定票
- (14) 録音物使用申請書
- (15) 出席証明書
- (16) 録音物を使用する場合の録音用原稿用紙（その1）
- (17) // (その2)
- (18) 衆議院小選挙区候補者用の経歴書用紙
- (19) 同上の写真形見本

1. 政見放送

(1) 政見放送の概要

衆議院小選挙区選挙で政見放送を行うことができるのは、候補者届出政党だけです。候補者届出政党以外の政党の候補者や無所属の候補者は、小選挙区に立候補することはできますが、政見放送はできない仕組みになっています。 <法第86条、第150条>

候補者届出政党になることができるのは、①衆議院議員または参議院議員を5人以上有するか、②直近の国政選挙での得票総数が有効投票の2%以上である政党その他の政治団体です。

○政見放送の放送時間と放送回数

○1回の政見放送の時間は9分以内です。

○候補者届出政党ごとの政見放送の放送回数は届出候補者の数により異なります。

届出候補者の数	テレビ放送	ラジオ放送
1人または2人	1回	1回
3人～5人	2回	1回
6人～8人	4回	2回
9人～11人	6回	3回
12人以上	8回	4回

○政見放送の日時・放送の順序

政見放送の日時・順序は、都道府県の選管が「くじ」により決定し、選管から放送局および候補者届出政党に通知します。

○政見放送の放送範囲

小選挙区選挙の政見放送は、テレビ・ラジオとも都道府県単位で行います。つまり、放送は各都道府県の候補者届出政党ごとに行い、「〇〇県△区」といった選挙区ごとの候補者個人の政見放送はありません。

○政見放送の種類

小選挙区選挙に限って候補者届出政党は、自らが録画または録音した「政見」を提出（「持ち込み」）することができます。また、「政見」を提出しない場合は、NHKで録画または録音を行うことができます。

〔実施規程第10条1項〕

(2) 政党が提出する「政見」(「持ち込み」) の場合

- 「政見」を提出しようとする候補者届出政党は、次の2つの事項を制作前にプロダクションの担当者とともに確認の上、制作に当たっていただくようお願いします。

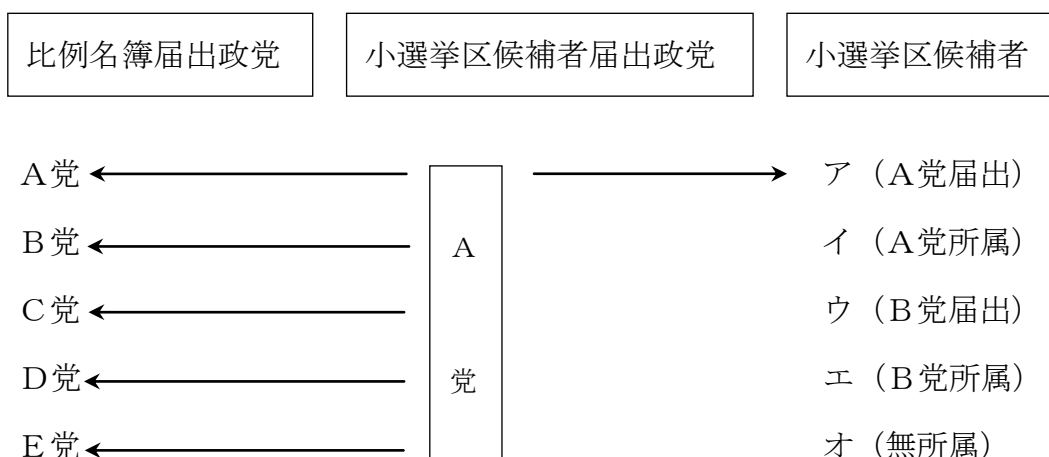
- 政見放送(「持ち込み」)に関する留意事項 (資料(1))
- 政見放送(テレビ・ラジオ)の政党提出VTRテープの技術基準(資料(2))

- 政党の提出する「政見」は、留意事項と技術基準を満たしていれば、構成・演出等は自由です。留意事項には、政見放送に法律などで求められている「品位の保持」や「著作権など権利関係の処理」の他、政見放送ではしてはならないことなどを細かく書いています。制作の前に必ず熟読して、不明な点は事前に問い合わせてください。

○『わたり』について

放送の中で、小選挙区の自党の運動だけでなく、比例代表については、自党を含む各政党の運動をすることができます。一方、小選挙区以外の他の政党の候補者や無所属の候補者、また、党籍証明を出しただけで自党の候補者として届け出を行わなかった候補者に投票を呼びかけたりすることはできません。

《いわゆる“わたり”に関する参考図表》



※矢印がついている政党や候補者については、政見放送の中で触れることができます。矢印がついていない場合には、触れることができません。

※A党は候補者届出政党です。

※A党は、小選挙区の政見放送の中で、比例代表の自党を含むあらゆる政党および小選挙区に自らが届け出た候補者に有権者の支持を訴える放送をすることができます。しかし、A党が小選挙区の候補者として選管に届け出た候補者以外の候補者については、たとえ推薦候補であっても投票を呼びかけたりすることはできません。

○提出する「政見」の数は、基本的には1つの放送局につき1種類ですが、放送回数が2回以上である場合は、2種類の「政見」（Aテープ・Bテープ）を提出することができます。なお1種類につき、それぞれ本番1本、予備1本の2本の「政見」を提出してください。

○「政見」の提出を受け付ける期間・時間

受付期間は 月 日（ ）から 月 日（ ）までです。

受付時間は次のとおりです。

公示（告示）日の受付時間	午前8時30分～午後5時
公示（告示）日前の受付時間	月曜日～金曜日
	午前10時～午後4時
	土曜日 午前10時～正午

なお、公示（告示）日前の日曜・祝日は受け付けを行いません。

○政見の提出を受け付ける場所

N H K 放送局

所在地

電話番号

○代表者または政見放送担当責任者、若しくはその代理人は、「政見放送申込書」（資料(4)）に必要事項を記載し、制作したプロダクションの技術担当者と一緒に来局して、自らが制作した「政見」と「政見放送申込書」を提出してください。代理人の場合は、「代理人証明書」（資料(5)）をお持ちください。

なお、提出の際は、印鑑（認め印でもかまいませんが「代表者」または「政見放送担当責任者」の印が必要です）をご持参ください。

○公示（告示）日前に「政見」を提出する場合は、供託をしたことを証明する書面および候補者届出政党の使用名称等の「確約書」（資料(6)）をご持参ください。

○「政見」の提出に際しては、N H K 側と一緒に試写（試聴）を行い、「テレビ・ラジオ政見放送提出VTRテープ確認シート」（資料(3)）に記入していただきます。

○政見放送を提出する方には、当該候補者届出政党の政見放送について一切の責任を持っていただきます。

○著作権法で定められている著作権などについても権利を侵害することがないように、規定を遵守してください。（資料(1)）

○一度提出した「政見」は、内容の変更はできませんのでご注意ください。

○政見放送の申し込みと同時に「政見」の提出をされない場合には、先に政見放送の申し込み手続きを行うこともできます。

なお、政見放送の申し込み手続きのみを行う場合の期間・時間・場所は、「政見」の提出の期間・時間・場所と同じです。

○放送の日時・順序等

政見放送の放送の日時は、都道府県の選管が、政見放送の申し込み締め切り後に「くじ」により決定し、放送局および候補者届出政党に通知します。

「Aテープ」「Bテープ」の2種類の政見を提出した候補者届出政党は、公示（告示）日の翌日の正午までに「Aテープ」「Bテープ」それぞれの放送日時を指定した通知書（資料12）をNHK（受付局）へ提出してください。

この放送日時の指定の通知書は、テレビ放送、ラジオ放送のそれぞれについて提出していただくことになっています。この通知書の提出が遅れますと、政見放送の制作スケジュールに大きな影響が出ますので、くれぐれもよろしく願いいたします。

(3) NHKで録画（録音）を行う場合

○受付期間・受付時間

受付期間は 月 日（ ）から 月 日（ ）までです。

受付時間は次のとおりです。

公示（告示）日の受付時間	午前8時30分～午後5時
公示（告示）日前の受付時間	月曜日～金曜日
	午前10時～午後4時
	土曜日 午前10時～正午

なお、公示（告示）日前の日曜・祝日は受け付けを行いません。

○受付場所

○公示（告示）日

（立候補受付会場）

○公示（告示）日前

NHK 放送局

所在地

電話番号

○ 申し込み手続き

申し込みをする方は、候補者届出政党の**代表者**、または、**政見放送担当責任者**、若しくは、その**代理人**です。

申し込みをする方は、当該候補者届出政党の政見放送について、申し込み・収録など一切の責任を持っていただきます。

代理人の場合は「**代理人証明書**」（資料(5)）を提出してください。

申し込みの際に用意していただくものは次のとおりです。

① 公示（告示）日の場合

- ・「政見放送申込書」および「別紙」および「添付書類」

（資料(4)(7)～(11)）

- ・印鑑（認め印でもかまいませんが、「代表者」または「政見放送担当責任者」の印が必要です）

② 公示（告示）日前の場合

- ・供託をしたことを証明する書面

- ・「政見放送申込書」および「別紙」および「添付書類」

（資料(4)(7)～(11)）

- ・候補者届出政党の使用名称等の確約書（資料(6)）

- ・印鑑（認め印でもかまいませんが、「代表者」または「政見放送担当責任者」の印が必要です）

○ 「政見放送申込書」には政見放送で表示する候補者届出政党の名称や収録方式等を記入し、「別紙」には収録する際の細目等を記入します。また、字幕で届出候補者を紹介する場合などには、「添付書類」に所要の事項を記入していただきます。

○代理人が申し込み手続きをされるときは、「政見放送申込書」および「別紙」および「添付書類」に記入するすべての事項について、あらかじめ代表者または政見放送担当責任者の了承を得ていただき、収録の希望日時についても同意を得ておいてください。

○政見放送の申し込みを行ったあと、正当な理由なしに、記載内容の変更は一切できませんのでご注意ください。

○所定の書面を提出していただき、記載内容を確認したあと、政党のご希望を考慮して、録画（録音）の日時を決定し、「政見放送録画（録音）日時決定票」（資料13）を発行します。

収録のため来局される際には必ずご持参ください。

○一度決定した録画（録音）日時は変更できませんのでご注意ください。

○申し込み期日までに政見放送の申し込みをしなかった候補者届出政党は政見放送をすることができません。〔実施規程第5条8項〕
また、政見放送の録画日時が決定したあとで、正当な理由がなく、定められた収録の日時・場所に出向かなかった候補者届出政党も政見放送ができませんのでくれぐれも注意してください。

〔実施規程第7条6項〕

○政見放送の録画（録音）回数

候補者届出政党がNHKで収録する場合には、届出候補者の数によって2種類の録画（録音）ができます。

届出候補者数	録画（録音）回数
1人～8人	1回
9人以上	2回

2種類収録する候補者届出政党は、政見放送を申し込む際「Aテープ」「Bテープ」の区別をして、「Aテープ」「Bテープ」それぞれの録画（録音）の方式等を記入してください。

○政見放送の録画（録音）の方式

○収録は次の3つの方式の中から、候補者届出政党の責任で選んでいただきます。

①「単独方式」

1人で着席したままのお話。出席者は届出候補者でなくてもかまいません。

②「対談方式」

2人で着席したままのお話。出席者は届出候補者でなくてもかまいません。

③「複数方式」

1人の司会者の進行で、届出候補者が1人ずつ、順次登場してのお話。司会者は届出候補者でなくてもかまいません。

○使用するカメラはどの方式でも1台です。

○単独方式および対談方式の場合には、希望により届出候補者を「字幕」で紹介することができます。その際は、「添付書類」に記入していただいた順位に従って、1枚に3名（端数ある場合は2名以内）1枚30秒（2名の場合は20秒、1名の場合は10秒）ごとに順次「字幕」の画面を切り替えます。最初の「字幕」を画面に出す際は、出席者からの合図で行います。「字幕」の切り替えは連続して行い、「字幕」

を2回以上に分けて放送することはありません。

- ラジオの政見放送は、原則として、テレビの政見放送の音声をそのまま使用します。しかし複数方式の場合に限って、希望があった場合には別に収録できます。この場合は「別紙」に記入してください。

収録の方式は、テレビと同じ3つの方式（単独・対談・複数）のいずれかに限ります。

- 収録に必要な時間は、打ち合わせ・化粧などで**30分程度**、スタジオでの収録時間は、**1回について1時間以内**です。この時間にはリハーサルの時間を見込んであります。

来局指定時刻から合計1時間30分程度必要となりますのでご注意ください。

- 収録は、リハーサル1回、本番1回で、収録したあと内容の変更はできません。

- 服装は、通常の洋服・和服いずれでも結構ですが、色は紺・茶・濃いグレー系統のものが好ましく、細かい模様や、しま目模様は画面が見にくくなることがありますので、避けていただいた方が無難です。

- 鉢巻き・腕章・たすきや特別に意図したアクセサリーなどは使用できません。

- 収録の際は、放送用原稿以外の図表や写真、絵それに楽器など一切の用具は使用することができません。 [実施規程第8条5項]

政見放送の内容について、「(候補者届出政党は)その責任を自覚し、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告、その他営業に関する宣伝をする等、いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならな

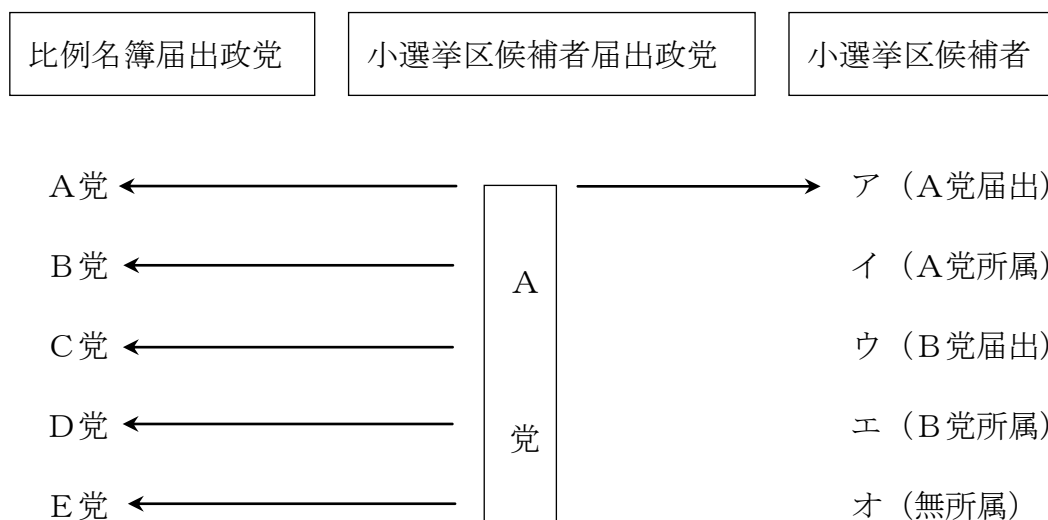
い」と公職選挙法第 150 条の 2 に定められています。また同法第 151 条の 5 では「何人も、この法律に規定する場合を除く外、放送設備（中略）を使用して、選挙運動のために放送をし又は放送をさせることができない。」と規定し他人のための選挙運動を禁止しています。

○『わたり』について

放送の中で、小選挙区の自党の運動だけでなく、比例代表については、自党を含む各政党の運動をすることができます。

一方、小選挙区以外の他の政党の候補者や無所属の候補者、また、党籍証明を出しただけで自党の候補者として届け出を行わなかった候補者に投票を呼びかけたりすることはできません。

《参考図表》



※矢印がついている政党や候補者については、政見放送の中で触れることができます。矢印がついていない場合には、触れることができません。

※A 党は候補者届出政党です。

○放送の日時・順序等

政見放送の放送の日時は、都道府県の選管が、政見放送の申し込み締め切り後に「くじ」により決定し、放送局および候補者届出政党に通知します。

「Aテープ」「Bテープ」の2種類の政見を録画（録音）した候補者届出政党は、公示（告示）日の翌日の正午までに「Aテープ」「Bテープ」それぞれの放送日時を指定した通知書（資料(12)）をNHK（受付局）へ提出してください。

この放送日時の指定の通知書は、テレビ放送、ラジオ放送のそれぞれについて提出していただくことになっています。この通知書の提出が遅れますと、政見放送の制作スケジュールに大きな影響が出ますので、くれぐれもよろしくお願いいたします。

2. 経 歴 放 送

経歴放送は、衆議院小選挙区選挙に立候補されるすべての候補者の経歴を有権者に知っていただくために行うものです。

候補者の皆さんには、経歴書を作成し、カラーの顔写真3枚を添えて、公示（告示）日の午後5時までに提出していただくことになっています。

衆議院小選挙区選挙の経歴放送は、NHKのテレビで1回、ラジオでおおむね10回行います。また放送の順序は原則として選挙公報の掲載順と同じです。

○経歴の内容は、選管から配付された衆議院小選挙区候補者用の経歴記入用紙（資料(18)）を使用し、備考欄をよくごらんになってお書きください。

○経歴は50字以内（1枠1字・句読点およびかっこは字数に含みません）

○2ケタの算用数字、たとえば32は2字として数えます。

○文字は楷書で、固有名詞等にはふりがなをつけてください。

○候補者1人について、30秒以内で放送いたします。

○スローガン・モットー・政見などは放送できないことになっています。

○テレビの経歴放送では、経歴書に添付されたカラーの顔写真を使います。写真の様式は、資料(19)をご参照ください。

○経歴書・写真の提出期間は 月 日（ ）から 月 日（ ）までです。

提出時間は次の通りです。

公示（告示）日の受付時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時
公示（告示）日前の受付時間	月曜日～金曜日
	午前 10 時～午後 4 時
	土曜日 午前 10 時～正午

なお、公示（告示）日前の日曜・祝日は受け付けを行いません。

○経歴書・写真の提出場所

経歴書・写真は、原則として、その小選挙区選挙を取り扱う放送局に提出していただきます。

N H K 放送局

所 在 地

電 話 番 号

衆議院小選挙区 政見放送（「持ち込み」）に関する留意事項

日本放送協会

貴政党が、自ら制作した政見をNHKに提出する場合には、以下の点に十分注意し、確実に処理したうえで、提出してください。

- 1 公職選挙法では、候補者届出政党は、政見放送を行う際には、その責任を自覚し、他人や他の政党などの名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、または、特定の商品の広告その他の営業に関する宣伝をするなど、いやしくも政見放送の品位を損なう言動をしてはならないと規定されています。
法律に従って品位を保った政見を制作してください。
- 2 公職選挙法では、候補者届出政党が行う小選挙区の政見放送では、その政党が選管に届け出た候補者以外の候補者に触れた放送はできないことになっています。
たとえ貴政党が推薦していても、他の政党の候補者や無所属の候補者に対する応援などは、政見放送の中ではできない規定になっていますので、ご注意ください。
- 3 総務省が定める政見放送の実施規程では、政党が自ら制作する政見放送の録音や録画にあたっては、著作権法に規定する著作者人格権や著作権、それに、著作隣接権を侵害するものであってはならないと規定されています。
規定に従って著作権などの処理は確実に行ってください。映像だけでなく、楽曲などの音声についても同様です。
例えば、NHKなどで放送された国会中継等の映像を使用になる際、私的に録画されたものを使用することはできません。NHKなどに複製等の申請を行ない、入手してください。
- 4 実施規程では、政党が自ら制作する政見は、その政見を放送する放送局が定める技術基準を満たさなければならないと規定されています。
提出される政見は、NHKの定める技術基準を十分に参照して制作してください。
また、政見は1種類につき2本（本番と予備）提出してください。
- 5 政見のVTRには、都道府県名および候補者届出政党名を記入してください。また、2種類のテープを提出する場合には、Aテープ・Bテープの別を記入してください。
- 6 制作した政見は、公示（告示）日の午後5時までに、NHKに提出してください。
政見の内容時間や映像・音声など技術チェックを行う必要がありますので、政見の提出にあたっては、候補者届出政党の政見放送担当責任者、または、その代理人と政見を制作したプロダクションの技術担当者の来局をお願いします。
- 7 政見放送中でも、必要があれば地震情報や気象警報等を画面右側に縦2行まででスーパーすることがありますので、制作にあたっては注意してください。

資料 (2)

衆議院小選挙区

政見放送 (テレビ・ラジオ) の政党提出VTRテープの技術基準

日本放送協会

1. テープ (テレビ・ラジオとも同一規格)

- (1) 種類 1/2インチ HDカム。
- (2) テープ長 20分 Sサイズカセット。

2. 収録フォーマット

- (1) 下図「提出するVTRテープの収録フォーマット」と「収録フレーム」に従って記録する。
- (2) 基準信号
映像：ARIBマルチフォーマット・カラーバー (ARIB STD-B 28 準拠)
またはこれに代わる信号。
100%白、0%黒の部分があること。
音声：1kHz 0VU (-18dBFS)。
1・2チャンネルに同一信号を記録する。HDカムテープのアライメントレベルに準じる。
- (3) 表示パターンには、「都道府県名・党名」、「テレビ・ラジオの別」、「内容時間 (9分以内)」、2種類のテープを提出するときは「Aテープ」、「Bテープ」の区別を表示する。
- (4) 放送開始点は、表示パターン終了から5秒後とする。表示パターンから放送開始点までの5秒間は、放送内容の冒頭映像を記録する。また、放送終了点後約15秒間は、放送内容の最終映像を記録する。

3. 収録レベル等

- (1) 映像：輝度信号は、最大値が100%を超えないこと、最小値が0%を下回らないこと。
 - ・トランジェントパルスの成分は、+109%まで許容する。なお、マイナス方向の輝度信号は存在してはならない。
 - ・セットアップは0%とする。クロマ信号は、ベクトルスコープの100%原色点 (R、Ye、G、Cy、B、Mg の6点) を結ぶ六角形内に収まっていること。
- (2) 音声：平均ラウドネス値を-24.0LKFS とすること。
ただし、±1LKFS を許容範囲とする。
(参考：ラウドネス値測定は、モノ出力をラウドネスメーターのL-Rにパラで入力する。
または1・2CH同じ音声で制作し、その1・2CH出力をL-Rに入力する。)
 - ・ピークレベルはサンプルピークメーターで-3dBFS以内とする。
 - ・モノラル (1CH=主音声、2CH=1CHと同じ音声)
 - ・デジタル音声信号のプリエンファシスは用いない。
 - ・過度のコンプレッションや過度の高域周波数の強調を行わないこと。
- (3) タイムコード： 表示パターン開始点から最終映像終了点まで連続したタイムコード (LTC) が収録されていること。ドロップフレーム (DF) を使用すること。

< 提出するVTRテープの収録フォーマット >



< 提出するVTRテープの収録フレーム >

提出VTRテープの内容は、16 : 9のハイビジョンフレームで制作する。

注意 ※放送は、提出されたテープからNHKの放送用テープにコピーして行う。
 ※本技術基準は選挙ごとに見直すことがあります。事前にNHKにお問い合わせください。

(平成25年改訂)

4. いわゆる「光点滅」について

連続する大量のカメラフラッシュなどの映像は、視聴者の健康に影響を及ぼすおそれがあります。NHKで技術的なチェックを行い、健康に影響を及ぼす恐れのある映像があると判断された場合、手直しをお願いすることもありますので政見放送作成にあたってはご配慮をお願いいたします。次ページにある〈アニメーション等の映像手法に関するガイドライン〉を確認していただき、政見放送の作成にはご配慮をお願いします。

1998年4月8日 作成
2006年4月1日 一部改訂

アニメーション等の映像手法について

日本放送協会
(社)日本民間放送連盟

日本放送協会〔NHK〕と(社)日本民間放送連盟〔民放連〕は、1997年にアニメーション番組等の特殊な映像手法が、視聴者、それも多くの子どもたちの健康に影響を及ぼすという重い事態を経験した。

本来、子どもたちに楽しんでもらうはずの放送番組が、一部でその逆の結果を招いてしまったことを、われわれは深く憂慮するとともに、これを放送界全体の問題として捉え、医学者や心理学者などの専門家を加えて真摯に原因を分析・研究しながら、再発防止のための具体的なルールづくりに向けて検討を重ねてきた。

その結果、テレビは本来、明滅しているメディアであるため、視聴者、特に子どもたちへの影響を完全に排除することはできないものの、細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法に関して、いくつかの点に留意することにより、こうした危険をかなりの程度、回避できることを確認した。

このため、次の点について細心の注意を払う必要があることを喚起する。

1. 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
2. コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換
3. 規則的なパターン模様の使用

われわれは、こうした認識に立って、各放送局が自主的に、運用上の内規等を定めることを促すとともに、その参考に供するため、放送界としての共通のガイドラインを1998年4月に示した。

さらに、ITU〔国際電気通信連合〕において、2005年2月にITU-R勧告BT. 1702 “Guidance for the reduction of photosensitive epileptic seizures caused by television (テレビ映像による光感受性発作を抑えるための指針)” が成立したことから、同勧告を参考にガイドラインを一部改訂することとした。

放送に携わるすべての者は、以下に提示するガイドラインが作られた意図を十分に配慮し、放送界の自主的な共通のルールとして遵守しなければならない。

このガイドラインは、今後の分析・研究の結果等により、必要に応じて改訂する。

〈アニメーション等の映像手法に関するガイドライン〉

1. 映像や光の点滅は、原則として1秒間に3回を超える使用を避けるとともに、次の点に留意する。

(1)「鮮やかな赤色」の点滅は特に慎重に扱う。

(2)避けるべき点滅映像を判断するにあたっては、点滅が同時に起こる面積が画面の1/4を超え、かつ、輝度変化が10パーセント以上の場合を基準とする。

(3)前項(1)の条件を満たした上で、(2)に示した基準を超える場合には、点滅は1秒間に5回を限度とし、かつ、輝度変化を20パーセント以下に抑える。加えて、連続して2秒を超える使用は行わない。

2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20パーセントを超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。

3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける。

上記ガイドラインの運用にあたっては、特に光感受性のリスクが大きいとされる幼児・児童・青少年の視聴実態等への配慮が必要である。

また、連続する大量のカメラフラッシュや雷光、火災、火山噴火などの映像が健康に影響を及ぼすおそれがあることについて、制作者側の意識を高めることに努める必要がある。

映像が視聴者に及ぼす影響をできるだけ少なくするためには、テレビの視聴方法も重要な役割を果たしていることが指摘されており、明るい部屋で受像機から離れて見るなど“テレビの見方”に関する適切な情報を視聴者に提供することは予防手段として有効である。

以 上

衆・小

代理人証明書

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

上記の者は、 の政見放送担当責任者
に代って政見放送の申込みに関する事務を行うものであることを証明します。

平成 年 月 日

候補者届出政党の名称

政見放送担当責任者の氏名

印

住 所

備考 この書類は、政見放送担当責任者の代理人が政見放送の申込みを行う場合以外には必要ありません。

確 約 書

平成 年 月 日

N H K ○ ○ 放 送 局 殿

候補者届出政党の名称

代 表 者 の 氏 名

印

衆議院小選挙区選出議員選挙における候補者の届出にあたり、
候補者届出政党の名称及び届出候補者の数について、
下記の通り、選挙長に届け出ることを約束します。

ふ り が な			
候補者届出政党の名称			
都 道 府 県 名		届出候補者の数	人

なお、複数方式による録音又は録画を行う場合には順次登場する候補者となろうとする者を候補者として届け出ること、また、字幕による届出候補者の紹介を行う場合には「字幕により届出候補者を紹介する場合の紹介順位及び氏名」にその氏名等を記載された者を届出候補者として届出すること、また、それらの氏名又は通称に関し、通称を記載した者については当該通称の認定を申請すること、また、氏名を記載した者については、通称の認定を申請しないことを約束します。

(別紙1)

() テープ録画(録音)方式届

ふりがな 候補者届出政党の名称		-----	
録画方式		方式	
単独方式 又は 対談方式 の場合	出席者の肩書及び氏名	ふりがな (肩書)	ふりがな (肩書)
		ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
	字幕による届出候補者の紹介	(該当するものに○印を付けること。) ア 希望する () 人。 イ 希望しない。 (紹介する届出候補者の紹介順位及び氏名は添付書類1のとおり。)	
複数方式 の場合	司会者の肩書及び氏名	ふりがな (肩書)	ふりがな (肩書)
		ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
	出席する届出候補者数	人	
	出席者氏名	添付書類2のとおり	
ラジオ別録音	(該当するものに○印を付けること。) ア 希望しない。 イ 希望する。 () 方式)		

(テレビと別途にラジオを局収録する場合に記入すること。)

単独方式又は対談方式の場合	出席者の肩書及び氏名	ふりがな (肩書)	ふりがな (肩書)
		ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
複数方式の場合	司会者の肩書及び氏名	ふりがな (肩書)	ふりがな (肩書)
		ふりがな (氏名)	ふりがな (氏名)
	出席する届出候補者数	人	
出席者氏名	添付書類2のとおり		

備考 1. 標題の「()テープ」の()内には、Aテープ又はBテープの別を記入すること。
2. 出席者又は司会者が届出候補者である場合において、当該者に選挙長の認定した通称がある場合には、氏名欄には当該通称を記入すること。
また、年齢は選挙期日現在の年齢を記入すること。

衆・小

字幕により届出候補者を 紹介する場合の紹介順位及び氏名

候補者届出政党の名称		
(該当するものに○印を付けること。)		
ア. Aテープ		イ. Bテープ
※ 録画回数が1回の場合には、ア. に○印を付けること。		
紹 介 順 位 及 び 氏 名		
紹介順位	選挙区	氏 名 又 は 通 称
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

備考 1.この様式は(別紙1)1枚ごとにそれぞれ作成すること。
 2.選挙長の認定した通称がある場合には、「氏名又は通称」欄には当該通称を記入すること。
 3.選挙区の欄には「東京1区」のように記入すること。

資料(9)
様式見本

添付書類1-()

衆・小

紹介順位	選挙区	氏名又は通称

資料 (1)
様式見本

添付書類 2 - ()

衆・小

出席する届出候補者の氏名又は通称	

Aテープ及びBテープを提出又は 収録する候補者届出政党の各テープの 放送日時指定の通知書

テレビジョン放送

Aテープの放送日時					Bテープの放送日時				
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分

ラジオ放送

Aテープの放送日時					Bテープの放送日時				
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分
月	日	午前 午後	時	分	月	日	午前 午後	時	分

上記のとおり、各テープの放送日時指定の通知をします。

平成 年 月 日

候補者届出政党の名称

本部の所在地

代表者の氏名
(政見放送担当責任者)



NHK〇〇放送局 殿

備考 ①この通知書は、公示(告示)日の翌日の正午までに提出すること。
②放送日時については、その政見放送枠の開始時刻を記入すること。

衆・小

平成 年 月 日 執行
衆議院小選挙区選出議員選挙
政見放送録画(録音)日時決定票

第 号

発行 平成 年 月 日

都 道 府 県 名

(ふりがな)

候補者届出政党の名称

政見放送担当責任者氏名

殿

連絡先

[電話]

(内線)

政見放送の録画(録音)を下記のとおり実施します。

()	録画(録音)日時	平成 年 月 日 (曜)	午前 午後	時	分	来 着
テープ	録画(録音)方式					
()	録画(録音)日時	平成 年 月 日 (曜)	午前 午後	時	分	来 着
テープ	録画(録音)方式					

収録場所

所在地

電話番号

政見放送受付責任者

印

- (備考)
1. 定めた日時および場所においてにならない場合は、政見を放送できないこととなりますからご注意ください。
 2. 政見の録画(録音)に必要な時間は、録画方法により多少変わりますが、打合わせ、化粧に30分程度、スタジオでの録画は1時間程度、合計1時間30分程度かかります。
 3. 録画(録音)したあと内容の変更はできません。
 4. 政見放送の日は申し込み締切り後、選管が通知します。
 5. 録画(録音)にお出でになる時はこの決定票をご持参ください。
 6. 録音物使用申請書を提出された出席者の政見放送の音声は、録音用原稿を朗読し録音したものを再生して収録します。

衆・小

録音物使用申請書

平成 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙
 (テレビジョン放送) による政見放送のために行う録音(録画)に録音物を使用したもので申請します。
 における左記政党のラジオ放送

平成 年 月 日

住 所

政党政見録音等出席者

NHKK〇〇放送局 殿

記

印

候補者届出政党		
代表者の氏名	本部の所在地	名称

備考
 一 候補者届出政党が政見放送の申込みをする際にこの申請書を提出すること。
 二 提出する場合には、身体障害者手帳若しくは政見放送及び経歴放送実施規程第九条の第一項第一号に規定する音声機能等の障害の程度を証する書面又は戦傷病者手帳若しくは同項第二号に規定する音声機能等の障害の程度を証する書面を提示すること。

衆・小

出席証明書

政党政見録音等出席者	
氏名	住所

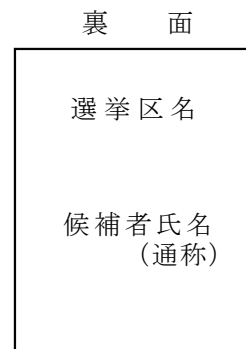
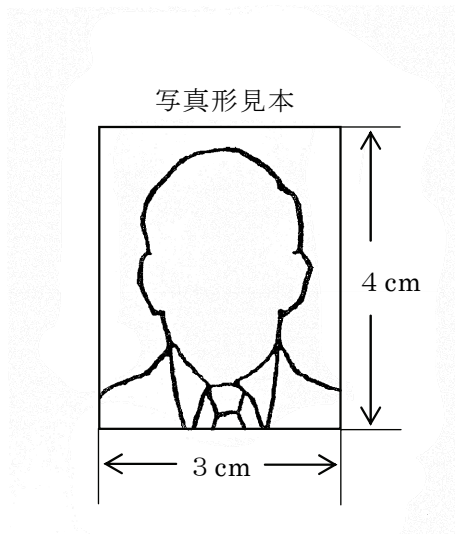
右の者は、平成 年 月 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙
における本政党のラジオ放送（テレビジョン放送）による政見放送のために行う録音（録画）に
出席する者であることを証明する。

平成 年 月 日

候補者届出政党の名称
本部の所在地
代表者の氏名

印

資料 (19)
様式見本



- 1 写真は帽子なしのカラー写真をお願いします。
(カラーがない場合は白黒も受け付けます)
- 2 写真の背景は単色で模様などが無いようにして下さい。
- 3 写真のサイズは見本のようにネクタイの結び目が入る程度が
適当です。
- 4 写真は3枚同じものが必要で、うち1枚は写真貼付欄にはり
つけて下さい。
- 5 写真の裏面には選挙区名、候補者氏名(通称)を記入して下さい。